

第9回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～第1弾施行後の供給計画について～

平成26年10月30日(木)

- 第1段階改正では、供給計画の届出義務者として、特定電気事業者と特定規模電気事業者を加えることとしている。省令においては、これらの者の届出時期などを規定する。
- 届出方法等については、供給計画記載要領及び供給力計上ガイドラインにおいて詳細を規定する。
例：非該当の様式はこれまで同様、目次等において非該当と記載し、添付は不要。
- 施行規則を改正の上、電気関係報告規則に規定される電力需給計画報の届出は廃止とする。
- 電力需給計画報の廃止に合わせて、特定規模電気事業者宛に発出されていた「長期需給バランスの状況に係る情報の提供について(要請)※」は廃止する。

※電力需給計画報で短期の需給バランス、当該要請で長期の需給バランスについて提出を求めていたもの

1. 供給計画の届出対象者の変更

【第1段階改正前】

- 供給計画
 - ・一般電気事業者
 - ・卸電気事業者
- 電力需給計画報
(接続供給を受ける)
- ・特定電気事業者
(需要又は発電設備の出力が10万kW以上)

【第1段階改正後】

- 供給計画
 - ・一般電気事業者
 - ・卸電気事業者
 - ・特定電気事業者
 - ・特定規模電気事業者

3. 電気事業法施行規則改正案抜粋(広域機関における供給計画のとりまとめ方法について)

省令改正案の抜粋
「取りまとめ方法」

様式第39の2(第46条関係)

供給計画取りまとめ送付書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

年度の供給計画を別紙のとおり取りまとめましたので、電気事業法第29条第2項の規定により送付いたします。
とりまとめに含まれる項目は次のとおりです。

一 電力需要想定

- (1) 前年度の推定実績及び当該年度の見通し(短期)
- (2) 当該年度以降10年間の見通し(長期)

二 需給バランス

- (1) 前年度の推定実績及び当該年度の見通し(短期)
- (2) 当該年度以降10年間の見通し(長期)

三 電源構成の変化に関する分析

四 送配電設備の増強計画

五 広域運営の状況

六 電気事業者の特性分析

七 その他

2. 供給計画の届出時期について

【第1段階改正前】

- 供給計画
 - ・年度末までに
 - ・経産大臣宛届出
- 電力需給計画報
 - ・年度末までに
 - ・経産大臣宛届出

【第1段階改正後】

- 供給計画
(一般電気事業者、卸電気事業者)
 - ・年度末までに
 - ・経産大臣宛届出
- (特定電気事業者、特定規模電気事業者：法施行時に許可又は届出済みの者)
 - ・施行後〇月以内に
 - ・推進機関経由で経産大臣宛届出
- (特定電気事業者、特定規模電気事業者：施行後に許可又は届出を行った者)
 - ・許可又は届出後遅滞なく
 - ・推進機関経由で経産大臣宛届出

- ・平成27年度以降、供給計画は広域機関が取りまとめ、国に報告することとしている。
- ・取りまとめの項目については、短期・中長期の電力需給の実績及び見通し、電源や送電線の開発計画等を盛り込む必要があると考えられる。
- ・取りまとめと合わせて、国に提出する際に添付する意見は、国から指導・勧告等を行うべき内容、全国的な観点からの電力需給の状況等について検討の上、特別な事情があり必要と考えられる場合には、当該意見を付して国に提出する必要がある。

<取りまとめ内容のイメージ>

1. 電力需要想定
 - (1) 平成20年度推定実績及び平成24年度見通し(短期)
 - ① 需要電力量
 - ② 最大需要電力
 - ③ 年負荷率
 - (2) 平成30年度までの見通し(長期)
 - ① 需要電力量
 - ② 最大需要電力
 - ③ 年負荷率
2. 供給力の確保
 - (1) 需給バランス
 - ① 平成20年度推定実績及び平成24年度需給バランス(短期)
 - ② 平成30年度までの需給バランス(長期)
 - (2) 電源構成の変化に関する分析
3. 送変電設備の増強計画
4. 広域運営の状況(エリア間の電気の販売・調達計画の状況等)
5. 電気事業者の特性分析(事業者の規模別分布や保有電源の分析等)

<別表>

- 別表1. 今後10年程度のエリア別需給バランス見通し
- 別表2. 電源開発計画(水力、火力、原子力等)
- 別表3. 次年度のエリア間融通計画
- 別表4. 次年度に着工を予定している主要電源
- 別表5. 次年度に運転開始を予定している主要電源
- 別表6. 次年度に廃止を予定している主要電源
- 別表7. 平成30年頃における連系系統概要

<添付する意見の内容(イメージ)>

○意見については、左記取りまとめの内容等を踏まえ、例えば以下の観点から広域機関において検証を行い、必要がある場合に意見を付した上で国に提出する。

○国への意見の提出時期は、毎年度末の供給計画取りまとめと同時とすることを念頭に置くが、年度中に新規事業者が供給計画を提出してきた場合、同様に下記観点を踏まえた上で、必要に応じ意見を付して供給計画を国に提出する。

1. 全国又はエリアの電力需給バランス見通しを踏まえた、電源増強の必要性など、広く一般(電気事業者含む)に対して呼びかける内容を含む意見
2. 将来の電力需給バランスや潮流制約が著しく悪化する可能性が高いと見込まれる際に、電源入札制度や地域間連系線整備に関する国の政策方針など、広域機関だけでは対応できず、国に対して制度の見直し等を求めることを念頭に置いた意見
3. 電力需給の量的側面(アデカシー)、質的側面(セキュリティ)に関し、過去の分析と取りまとめ内容を比較し、どのような改善が見られたか、またはどのような改善が追加的に必要か等を分析した意見(1. や2. と重複する部分もあり得る)
4. 個別事業者のうち、供給計画の改善や情報提供など、広域機関が指導・勧告を行ってもなお改善が見られない場合に、国に対して事業者への供給計画の変更勧告・命令を行うことを要求する等、個別又は複数の電気事業者への措置を求めることを念頭に置いた意見
5. その他、特に広域機関が需給の安定化の観点から国に意見を述べるのが適当と考える事項

- 経済産業大臣は、供給計画が広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るために適切でないとき、電気事業者に対し、その供給計画を変更すべきことを勧告することができる(電気事業法第29条第5項)。
- また、経済産業大臣は、勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、電気事業者に対し、一般電気事業者等に電気を供給することや広域的運営を図るために必要な措置(省令)等を命ずることができる(同条第6項各号)。

電気事業法 第二十九条

1～2(略)

5 経済産業大臣は、供給計画が広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切でないとき、電気事業者に対し、その供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

6 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、電気事業者に対し、次の事項を命ずることができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者に対しては、命ずることができない。

- 一 一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者に電気を供給すること。
- 二 振替供給を行うこと。
- 三 電気の供給を受けること。
- 四 電気事業者が電気工作物を貸し渡し、若しくは電気事業者から電気工作物を借り受け、又は電気事業者と電気工作物を共用すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営を図るために必要な措置として経済産業省令で定めるものをとること。

- 上記(法第29条第6項)のうち第5号で定める広域的運営を図るために必要な措置として、特に広域システムの整備に関して供給計画を提出している電気事業者の当該広域システムの整備に関する事項について定め、それに基づき供給計画の変更を命令することができるとしてはどうか。
- なお、広域機関においては、正当な理由なく広域システム整備計画の進捗が不十分と判断した場合は、進捗状況の改善のために指導・勧告を行うこととされている。

<広域システム整備計画と供給計画に関する指導・勧告等の関係>

